

日本学術会議の会員任命を巡る法律問題

清野 惇

はじめに

昨年（2020年）以来、その会員の任命拒否問題で注目を浴びている日本学術会議（以下学術会議という。）は、戦後間もない昭和23年7月10日に法律120号として公布され翌24年1月20日に施行された日本学術会議法（以下会議法という。）により、総務本省に国家行政組織法（昭和23年法律120号）の第8条の3の「特別の機関」として置れたが、平成11年7月16日に法律89号をもって公布された内閣府設置法の施行に伴い、同設置法第49条の特別の機関として内閣府本府に置れることになり現在に至っているが、学術会議は会議法1条に規定するように内閣総理大臣（以下総理大臣という。）の管轄する行政機関であり、その職員である会員は、学術会議の推薦に基づいて総理大臣が任命する特別職の国家公務員である（会議法7条2項、国家公務員法2条3項12号）。会員の

推薦は優れた研究又は業績のある科学者のうちから、会員の候補者を選考し、内閣府令のさだめるところにより総理大臣に推薦することになっていたので（会議法17条、今回、会員210名の半数改選にあたり、候補者を選考して総理大臣に推薦した105名の科学者のうち6名の科学者が理由を告げられずに会員に任命されなかったことが問題視され、その政府の処置の是非が議論を呼んでいるので、以下において法的観点から私見を述べ、読者諸賢のご批判を乞う次第である。

1 学術会議の推薦と総理大臣の任命

今回の会員任命の拒否は、学術会議と内閣府という行政機関同士の問題であるが、推薦された当の科学者を国家公務員である会員に採用するか否かという当人の身分にかかわる人事問題でもある。ところでこの学術会議の推薦という行政行為の性格は、任命

権との相互関係において論定されるべきものであるが、その関係で重要なのは、会議法17条の規定を文言通りの意味の規定と解するか、それとも特別の規範的意義を帯有する規定と解するかである。会議法が学術会議に任命権の中核の権能である会員候補の選考権を与えているのは、優秀な科学者によって構成される学術会議の選考を信頼し尊重してのことであり、その推薦の保証力を評価してのことであるから、推薦にはそれなりの法的効果を認めなければならぬが、問題はその法的効果である。今回の政府の処置を非難する論者は、自ら選考せず他者の選考を自者の選考として任命する場合の任命方式を形成的任命として、任命は推薦に拘束されると主張する。筆者は総理大臣は推薦の保証力如何によつては推薦に拘束されない場合もあることを認める立場であるが、その理由を以下において詳述する。

2 学術会議の推薦の性格

他者を組織の役職に推薦する場合には、当然それなりの理由がある。推薦の理由としては当人の資質が若しくは能力であるが、学術会議の会員任命の場合は、会議法が「優れた研究又は業績を有する科学者」という推薦基準を定めているので、先ずその基準に該当すること、次に国家公務員としての適格性(憲法15条2項の定める公僕性)を有することがその理由とされるであろう。前者は能力要件であり後者は資質要件といつてよい。

公務員の任用人事における推薦は、通常、職務遂行能力と公務員としての適格性とを一体的に評価してなされるであろうが、推薦を前者の有無に限定し、後者の適格性については採用者側の判断に委ねることもありうる。公務員の採用の場合には後者の資質の評価如何は特に重要視されるであろう。その点からすれば学術会議による推薦は、あくまでも科学者としての能力に着目したもので、公務員としての適格性の評価にまでは及ばないといふべきである。そうであれば総理大臣は被推薦者の科学者としての能力については、学術会議の推薦に信を置くべきであるが、公務員としての適格性については推薦外として、自ら判断して差支えないことになる。したがつてもし今回の政府の処置が、公務員としての適格性を問題にした任命拒否であれば、一概に不当とはいえないことになる。尤もこの議論は、推薦資格も会員資格もその要件を同じにすると解してのことであり、両者の資格要件は別であるとすれば、会員資格については、会議法も会則も規定していないので、任命権者において、その資格要件を自由に決めるとする解釈も成り立ちうるのである。筆者は推薦資格と会員資格を同一と解する立場から論述しているが、推薦に法的効果を認めるとすると、その実質的理由が問題となる。

3 学術会議の推薦の保証力

国家公務員の任用は試験任用が原則であるが、学術会議の会員

は国家公務員法の適用を受けない特別職の国家公務員であるため、他の職員と異なり、その任用を推薦任用としている。会議法は学術会議の設置目的から、会員の推薦資格を「優れた研究又は業績を有する科学者」としているが、会員候補として推薦された科学者がこの推薦基準に該当しているかどうかは総理大臣の容易に判断できないところから、その学術分野の同学の会員にその判断を委ねたのが学術会議による推薦制度であって、会議法はその推薦に推薦基準該当の保証を求めているのである。

一口に学術といっても、理工系と社会・人文系とは、推薦基準に該当する科学者であるか否かの判断に難易がある。前者の理工系の分野では、その学問の性格からその判断が比較的容易であるとしても、後者の分野では、研究又は業績の優劣の評価は相当に困難である。

会議法10条は、学術会議に三部を置くとし、第1部は人文・社会科学を中心とする分野（11条1項）、第2部は生命科学を中心とする分野（同条2項）、第3部は理工学を中心とする分野（同条3項）として、会員をその専門に従って各部に配分し、各部はその担当の分野における学術会議の職務及び権限を司るとされている。会員は総会の決定により、いずれかの部に配属されることになっている（会則6条）が、会議法は各部の会員定数を規定していないので、各部への会員の割り振りは、総会が自由に決めうることになる。各部への会員の配分数の多寡は、学術会議の運営の主導

権の帰趨を左右し、学術会議の運営の姿勢を決定する重要事項であり、これを学術会議に委ねることは問題である。またこの会員候補の所属部がいずれであるかは、推薦のもつ保証力自体の重みにも影響する。すなわち被推薦者が文系の場合には、被推薦者が理系の場合に比べ、その研究や業績の評価が難しく、それだけに保証力が一般的に低く、従って推薦に拘束力を認める立場に立つても、被推薦者が文系の場合は、推薦は任命判断を絶対的に拘束するものではないといえる。そこに推薦機関と任命機関との職権の調整が図られる余地があるといつてよい。今回の任命拒否こそ両者の調整で解決すべき案件であり、その解決は任命拒否の撤回ではなく、両者の協議による新たな会員候補6名の追加推薦である。ことは行政内部の問題であり、学術会議側の主張するように政治と学問の問題ではない。

4 学術会議の会員構成

学術会議は、その会員の振り分けを、人文科学分野、生命科学分野及び理工学科学分野の三分野とし、夫々の分野の会員数を各70人と決めていくようであるが、それでは理工系とそれ以外の分野との会員比は1対2となり、若し総会で審議する案件が理工系の場合には、議決権の過半数を理工系以外の二つの専門部の会員が握ることができるのである。したがって当該案件を総会で可決させるためには、専門外の他の部の会員の協力を欠かすことはで

きないことになる。専門違いの科学者を会員とする学術会議の当然の結果である。

学術会議の各専門部は、会議法11条により学術会議の職務及び権限のうち、当該部に関係する事項を「つかさどる」ことになっているが、その意義が明確でない。それが代行を意味するのか、それとも業務担当の趣旨かである。「つかさどる」という字句からすればその専門部の担当分野に属する案件についての処理権限を認めるようにも読めるが、学術会議の職務権限の代行ではなく、単なる業務担当の趣旨と解することもできる。

ところで各専門部の部会の審議決定が、会議法23条2項で学術会議の最高議決機関とされる総会の審議を経ることなしに学術会議の決定として取扱われるかどうかである。この点については既述したように会議法にも会則にも定めがないので不明である。もし総会の審議決定を経ないのに総会の決定即ち学術会議の決定になると解するとすれば、「つかさどる」は権限の委任を定めたことになるが、「つかさどる」を業務担当と解すれば、各専門部担当の学術分野に関する案件も、総て総会の議決によって処理されることになる。会議法が会員定数を210名とし、多様な学問領域の科学者を会員にしているのは、その多様性を審議に反映させることを期待してのことと考えられるので、総会の審議を無視する解釈は適当ではないとしても、専門外の多数の会員が参加する総会では専門性が軽視される虞れがあるというジレンマを抱えることにな

る。そのジレンマは学術会議の設置目的から生じているので見直しが求められる。

ところで会員候補の推薦の場合はどうであろうか、その推薦者は候補者の所属する部なのか、それとも総会なのかである。会議法17条は、学術会議が規則に定めるところにしたがって選考し、推薦すると規定していることからすれば、総会の決定を予定しているようにもみえるが、判然としない。

会議体である学術会議の意思決定方法についても問題がある。同法23条2項において最高議決機関とされている総会での議決は、多数決方式によると同24条は定めているが、多数決方式が有効に機能するのは、いうまでもなく会議体の構成員が同質者であることが前提である。学術会議のごとく専門別に会員を部に割り振りするならば、同質者は同じ専門部所属の会員仲間のみとなり、部会での意思決定は可能であるが、他の部の会員を混えた総会では、会員全員に共通する事項の審議の場合は別として、各部が担当する専門事項の審議に関しては、多数決による意思決定はできないことになる。会議法はそれにもかかわらず多数決方式を認めているのでこれを無視することはできないが、このことは会員の推薦の保証力に影響を及ぼす事情の一つといえる。専門外の会員が多数加わつての過半数では、その議決の権威は低く信用性に乏しいことはいうまでもない。この欠陥を改めるとすれば、学術会議の会員を理工系の科学者に限定し、かつその職務を専門的知見の提

供に限るべきであろう。

5 被推薦者の公務員としての適格性

学術会議の会員は、特別職の国家公務員とされているので、単に優れた研究又は業績を有するからといって、それだけでは会員としての採用条件を充しているとはいえず、国家公務員としての適格性の有無の判断も必要である。

会長が任命する連携会員も同一の身分を有すると解されるが、その取扱いについては法令や会則の上で不明な点が多い。

特別職の国家公務員である会員及び連携会員には、国家公務員法の定める職員の服務基準の適用はないが、公共の利益のために奉仕する公僕としての責務を負う身分であることは否定できないので、会員及び連携会員には公務員としての適格性が要求される。学術会議による会員候補の選考、推薦は、被推薦者の研究能力面での保証にはなりえても、国家公務員としての服務面での適格性の保証にはなりえないことは既述の通りであり、学術会議の推薦は、この意味で限定的保証にとどまるのである。任期が6年という長任期で、しかも解任が容易でない会員の任命を形式的任命で済ませるわけにはいかない所以である。

ちなみに国家公務員法27条は、任用に当たっての信条や政治的意見及び政治的所属団体による差別的扱いを禁止しているが、この規定は特別職の国家公務員の任用には適用されないことに留意す

べきである。

このように会員の任命は、推薦者の学術会議と任命権者の総理大臣との役割分担による協同行為であるが、その主導権はあくまでも任命権者にあり、学術会議の推薦は、研究業績の面からみた会員適格者の推薦にとどまると解せざるを得ないし、前述のようにその推薦が国家公務員としての適格性までも保証するものではないとすれば、推薦に絶対的拘束力を認めることはできないことになる。もし会員の実質的任命権が学術会議にあるとしたならば、任命責任は学術会議が負うべきであるが、たとえその権限が形式的とされても、法規定の上では任命権者である限り、総理大臣はその選定について責任を問われるという不条理なことになる。

6 会員推薦規定の解釈

それでは学術会議の会員選考推薦権と総理大臣の会員任命権との関係を法文上如何に解するべきかであるが、まず確認しなければならぬのは、会議法は会員任命権を学術会議には与えていないということである。同法の改正にあたり、当時の総理大臣が国会で、推薦に関連して会員の選定権は推薦権者の学術会議にあり、総理大臣の任命権は形式的なものに過ぎないと答弁しているようであるが、それは別に閣議決定の上での発言ではないので政府の公式見解ではなく、所管大臣の私的見解に過ぎないが軽卒である。行政権限には実質も形式もないので、このような所轄の行政機関

である学術会議側に阿ねるような言動が、今回の騒動を招いているといつてよい。学術会議側の論者は、実質的権限と形式的権限という論法を用いて慣行的取り扱いを正当化しているが、それでは任命権者は単に官職と名義とを貸すだけの存在に過ぎず、任命権そのものを失っていることになる。任命権を形骸化させず、かつ選考推薦権を機能させるには、総理大臣は学術会議の推薦した者以外の科学者を会員に任命することは認められないが、推薦された科学者を必ず会員に任命する義務を負わないと解することで

ある。このように解すれば法文とも矛盾せず、任命権の空洞化も避けられる。ところで国家公務員法では、任命権者は同時に解任権者であるが、任命権が形式的なものであれば、任命権者にその権限があるかどうかも疑わしいことになる。現に会議法26条は、不適當行為を理由とする解職の権限を総理大臣に認めているものの、それは学術会議の申出があった場合に限りとしているだけでなく、会員の辞職の承認すらも学術会議の同意が条件とされている。ところが連携会員については、任命については会議法に規定しながら、何故か会議法ではなく、その施行令で任期とともに、会長が無条件で辞職の承認及び解職ができるとしている。この違いは両者の任命権者の違いにあると思われるが、連携会員の身分については疑問が多い。

会議法15条2項は、会長が連携会員を任命できることを直に規定している。おそらく必要に応じて機動的に採用できるようにす

るための方策と思われるが、学術会議の自主・自律を表象するものといえる。しかしながら内閣府の長の職員任免権を、その権限者の意思によらず法律でその権限を委譲させるもので、その必要性が問われる。いづれにしても行政機関の職員としての会員および連携会員の採用なのに任命権者である総理大臣の権限を無視するような制度は問題である。

7 学術会議の職務

ところで学術会議が内閣の下で果たすべき役割として、会議法2条は、学術会議を「我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」と謳っているが、その内容が漠然としていて実際に何をすべきなのか判然としないが、特徴的なのは行政面のみを意識していないことである。ところで内閣府設置法3条は、内閣府の任務を内閣の重要施策に関する内閣の事務を助けることとし、また中央省庁等改革基本法(平成10・6・2、法律103号、同日施行)10条1項は、内閣府の基本的性格及び任務として「内閣官房を助け、国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行う」とし、同条2項は内閣府の任務及び機能として「総合科学技術政策に関する企画立案及び総合調整」を掲げている。ところで学術会議は所属する内閣府の所掌事務の範囲内の「特別の機関」であり、その任務は当然内閣府の任務

によって制約される。

この改革基本法によれば、内閣府は企画立案及び調整の機関であり、実施機関ではないから学術会議も実施機関ではないことになる。会議法3条の学術会議の職務もこの観点から読み取る必要がある。そうすると学術会議が独立して行いうる職務は「科学に関する重要事項の審議」(1号)と「科学に関する研究の連絡」(2号)ということになり、いずれの行為もそれ自体独立して行なわれても行政機関の一体性を侵す虞のある行為とはいえない。会員の推薦も学術会議の職務であるが、3条に定める独立して行いうる職務に該当しないので、政府の干渉を受けることもありうることになる。今回の任命拒否の問題は、この場合に該当する、とも考えられる。

会議法3条は前記二つの行為を学術会議が独立して行ないうる職務としているが、そのほかにも非独立の職務が考えられる。会員候補の推薦行為がそれに当るであろう。独立的職務のうち1号の「審議」が主務であり、2号の「研究の連携」は副務といってよく、その点会員は学術会議の事務局というべき事務局職員とはその職務が異なるのである。したがって会員の主務は審議に参加し討議を行なうことである。

このように学術会議は行政内部に設けられた常設の審議機関であって、その職務の独立とは、その審議や連携について政府の干渉を受けないことを意味するが、1号の審議についていえば、そ

れは審議自体にとどまり、審議結果の自由な取扱いまでも意味するわけではない。その審議結果は答申又は勧告という形で政府機関に提供され、政府の政策決定に寄与することになる。

学術会議の審議は、議題についての会員の意見を集約するために行なわれるのであり、科学者集団としての意思や意見を内外に表明するために行われるわけではない。学術会議の職務の独立は審議の独立であり内閣からの独立ではない。法制上独立的存在といわれている会計検査院について、会計検査院法1条は「会計検査院は内閣に対し独立の地位を有する」と規定しているが、学術会議は内閣から独立した存在ではなく、内閣の管轄下にある行政機関で、行政機関の一体性の見地から規制を受ける存在である。したがって職務の独立といっても、あまり意味はないように思われるが、学術会議側からすれば職権の独立こそ存在意義ということになるであろう。

会議法は、学術会議の任務を「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」こととし(2条)、それらの各分野に属する案件についての政府の諮問に対する答申(4条)及びそれらの案件に関する方策についての勧告(5条)の外、学術会議が独立して行う職務として会議法3条が既述のように二つの行為を規定している。問題なのは第3条と第4条及び第5条並びに第6条の2との関係である。3条は学術会議の職務を規定したものであり、4条及び5条は、そのための具体的権限を

定めた規定と解する立場と4条及び5条は3条1号の具体的内容を、6条2(国際学術団体への加入)は3条2号の具体的内容の一つを、夫々例示的に規定したものと解する立場とに分れるであろう。前者の立場では、学術会議の権限は3条1号の審議に関しては答申及び勧告のみに限られることになるのに対し、後者では、その権限は答申及び勧告に限られないことになる。前述の内閣府の職務権限からすれば、学術会議の権限は1号の事項に関しては答申及び勧告に限定されると解すべきである。内閣府の職務権限を超える権限は認められないからである。ところで、学術会議の運営規則である会則(昭和24年規則1号全面改正平成17年10月24日規則3号)は、答申及び勧告以外に、声明や提言等の5種類の新たな意思表示行為を学術会議の権限として付け加えているが(2条)、会議法の権限規定は限定的であり、会則で自由に決めることではない。答申や勧告はその相手が政府とされているが、会則は声明を定義して「法5条に掲げる事項に関し学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見を発表すること」とし、外部に対する表現活動を予定しているようである。学術会議としては、この外部に向けた声明の表出行為こそ学術会議の存在理由と考えているものと思われる。

内閣の所轄する政府機関が内閣の方針と異なる独自の見解や意見を外部に向けて自由に発出することは行政機関の一体性を損なうもので認められないであろう。また6条の2に規定する国際学

術団体への加入は兎も角として、会則3条が規定する国際会議等への代表派遣等の国際交流は、その職務を超えるものとして問題といえよう。

学術会議は内閣に対して学術の専門的立場から意見を述べることによつて、その策定する政策の企画立案に協力する国の機関であり、外部にその意見を表明して世論を喚起啓発することを任務とする行政機関ではないと考えるが、学術会議側では啓発機関と解しているようである。

8 科学者の代表機関としての学術会議

会議法2条は、学術会議を「我が国の科学者の内外に対する代表機関」として位置付けているが、学術会議が我が国の科学者の代表機関に相応しい存在かどうかは問題である。学術会議は科学者の代表機関であるとしても、学術に関し国や内閣を代表するわけではない。内閣が政策決定上科学者の意見を聴取する必要がある場合や国際会議に科学者の派遣が必要な場合等には、我が国の科学者を代表する公認の学術団体が行政機関として存在することは便利である。問題は学術会議が2条の我が国の科学者の代表機関といえるかどうかである。2条は学術会議を科学者の代表機関として取り扱うことを定めた規定と解するが、それが代表機関としての実態を備えていなくとも代表機関として扱うことを意味するとすれば、同規定は一種の見做し規定ということになるので、

その実態の有無を究明する必要はないことになるが、その実態を明らかにすることは、會議法制度と実態との乖理を知る上で必要であろう。

學術會議を科学者の代表機関とすることには行政の便宜に應える方策ともいえるが、それはまた學術會議及びその会員に權威を与えることにもなるが、學術會議を科学者の代表機関とすることには、以下のような問題がある。それは2条の読み取り方に関係する。その法文のくだりを科学者を代表する機関と読み取るか、それとも字句通り科学者の代表機関と読むかである。前者とすれば代表選出の母体は科学者一般であるが、後者とすればそれは科学の各分野の代表者である。この理を學術會議についてみるならば、前者の解釈では、一般の科学者のなかから研究業績の優秀者が会員候補として推薦されるのに対し、後者では各學術分野の研究業績優秀者のなかから、その代表格の科学者を選んで会員候補として推薦することになるので、前者と後者とは会員が背負う看板が違うことになる。

會議法は会員資格として學術の各分野の代表であることを要求せず、研究業績の優秀性のみを重視した結果、科学者の代表機関の一員として要求される代表者性を会員資格に加えなかったものと考え、立案当局はその点を意識しながらも、代表者性にこだわらず研究業績を重視して、その優秀者をその所属する學術分野の代表者と見做したものと思われる。學術會議を科学者の代表

機関とするためには、会員全員がそれぞれの所属分野の科学者の代表であつて始めてその會議体が我が国の科学者の代表機関となりうるのである。その点からすれば推薦される会員候補は各學術分野の代表者で、しかも研究業績の優秀者でなければならぬことになる。ところで各學術分野の科学者の代表者を集めて會議体を組織することは容易ではない。なんとすれば各學術分野の学会は、その分野の科学者全員を会員としているわけではないし、代表者に相応しい人望と業績とを共に有する学会員を得ることも困難である。のみならず学会は多数であるから代表者の数も多数となるが、制限される会員定数との調整が必要となるであろう。立案当局はそこまで見透して苦肉の策として会員構成の如何を問わず、學術會議を科学者の代表機関と見做すことにしたのであるか。學術會議の歴史の上では、その会員候補の推薦を各學術分野の学会の代表者のなかから選考した時期もあつたようであるが、その後方法を改めて今日の方法に至つたようである。もし會議法が求めているのが、名実ともに科学者の代表機関としての學術會議であるとすれば、現在の學術會議は科学者の學術団体ではあつても、その代表機関とはいへないのである。

9 会長の規則制定権

會議法28条は、學術會議の会長に學術會議の運営に関する事項について、總會の議決を経て規則を制定する権限を認めている。

この規定に基づいて会長が制定する規則をなぜか会則と呼んでいる。それは会長が発する命令であつて、国家行政組織法13条によつて各委員会及び各庁の長官に認められている命令としての規則と同性格のものと思われるが、学術会議は同法所定の機関ではないのに、それに準じて会長に規則制定権を与えたことになるが、その規則によつて上位の規範である会議法の規定内容を変更することは認められない。

学術会議は国家行政組織上「特別の機関」ではあるが、会計検査院と異なり、内閣から独立した存在ではないため、学術会議にその権限を与えず、会長職にその権限を与えたものと考えるが、規則制定権者は会長であるから、会長が発意しない限り制定も改正もできないことになる。通常の行政機関の場合には、その職務執行の手続等は省庁設置法の施行規則や施行令が規定しているが、学術会議の場合は会則がその役割を務めていることになる。会則は学術会議の総会の議決を経てはいえ会長が制定権をもつ規則であつて、学術会議が制定権を有する規則ではない。この会長の規則制定権は会議法が特別に与えた権限と解せられ、同法9条に規定する会長の会務総理権の一権能ではなく、それとは別の特別の権限といつてよい。

会議法28条は、規則の制定事項を学術会議の「運営」に限っている。運営の意義が問題となる。その解釈如何によつて会則は学術会議の運営全般を規則対象事項とすることになる。この規

則は基本的には手続規則であつて実体規則ではないと解するので、この規則(会則)により会議法が定める学術会議の職務権限を変更することは認められない。

会議法14条は、学術会議の運営機関として幹部役職者で組織する「幹事会」の設置を定めているが、この幹事会こそ学術会議の運営の中心的機関であり、同法14条3項は学術会議の職務及び権限の一部を規則の定めるところによりこの幹事会に委任できるとしている。当然、学術会議の職務権限を担当分野別に分担する専門部との関係が問題となるであろう。会議法のこの規定を受けて会則19条は、幹事会に委任する学術会議の権限を定めているが、その委任事項は学術会議の職務権限事項の殆どを網羅しており、一部委任の法意に反するのみならず、前述の如く、会則の2条は会議法が学術会議の職務権限と定めた答申及び勧告に加えて要望、声明、提言、報告及び回答の5種類の意思表示行為を新たに職務と定めている。会則上はこれらの行為を会議法3条1号の職務に含まれる行為としているが、この解釈は会議法の定めを会則で変更するもので委任の範囲を超えるものといえる。いずれにせよ学術会議の職務権限を大幅に幹事会に委任することは、学術の多様な知見を審議に反映させるために、その会員数を210名としている学術会議法の目的に反するといわざるをえない。

10 会員の任命拒否と学問の自由

学術会議側は、今回政府が採った任命拒否の処置は憲法の保障する学問の自由を侵すもので違憲であると非難するが、なぜそういえるのか理解できない。今回の処置は国家公務員としての適格性の問題と考えるので、学問の自由とは無縁の行為といえるが、行政機関の職員の採用にあたり、その者の学問上の立場が公務員としての適格性の面で問題とされることがあるとしても、そのことが直ちに学問の自由を侵すことにはならない筈である。被推薦者を会員に任命しなかったことが、当の科学者の学術会議での学問上の意見表明の機会を奪うことになるので、そのことが学問の自由の侵害になると主張するもののものであるが、そうであるとするならば学術会議の推薦のための選考の結果、推薦を得られなかった多くの科学者の存在を如何に考えるかである。学術会議での意見表明の機会を奪っているという点では同様ではないかという反論も予想される。推薦は学術会議による科学者の選別であり、任命拒否は総理大臣による会員候補の選別であって、両者共に政府による科学者の選別行為であり、性質を同じくする。一方の選別をもって学問の自由の侵害とするならば、他方の選別も学問の自由の侵害としなければ理窟が通らない。

学問の自由を主張するのであれば、我が国の安全保障に欠かすことのできない軍事上の防衛システムや防衛機器の研究開発を学

術会議として拒否する旨の声明を外部に発することは、国の安全保障政策を否定する行為で、行政機関としてなしうる行為ではなく、その研究に協力する科学者の行為を貶め、その科学者の学問研究の自由を学術会議という公権力により抑圧するものというべきである。

おわりに

本稿の意図は学術会議が推薦した科学者6名の会員任命を拒否した総理大臣の処置の是非に関して論述することであったが、そのためには学術会議の会員推薦権のみの検討にとどまらず、会議法そのものの考察も必要であり、結局、会議法令全般の考察に及ぶことになった。既述のように今回の政府当局の処置は必ずしも不当とはいえない難く、この処置に抗議する学者及び報道機関は、学術会議が内閣府の「特別の機関」としての行政機関であり、その職員としての会員が、特別職の国家公務員であることを失念しているように思われてならない。現行の日本学術会議法令及び日本学術会議会則や新聞報道という限られた資料に基づく論述であるため誤解や認識不足の点があることを懼れるが、何分の御寛恕を乞いたい。

ところで会議法立案者は学術会議を多様な科学領域の研究者を会員とする知能集団として、会員に夫々の専門的立場から意見を述べさせ、多数決をもって決定した審議結果を答申又は勧告に

より内閣に提供して、その科学に関する施策の企画立案に協力する行政機関と想定していたのか、それとも学術会議を行政機関の一体性に規制されない内閣の統括外の特別の政府機関であつて、専門的学術の立場から自由に内外に対して提言、勧告等の意思表明行為のできる啓発機関として理解していたのかである。会議法や会則を通読する限りでは、学術会議の制度設計は多分に後者に傾斜しているように思われる。しかしながらそのような性格の政府機関が国の行政組織上存在しうるとは思えないし、そのような行政機関の経費を国庫が負担することを国民が許すとも思えない。諸外国では非政府組織として設立された学術団体が民間の経済的支援を受けて政府の施策について批判したり提言したりしているようである。我が国では民間の団体として活動すべき学術団体を政府機関として設立し、それに科学技術政策に関する提言や勧告の外、国内外の科学者との連携等を担わせることにしている。なぜ政府機関としたのか理由がよく判らないが、科学者の待遇に対する配慮があつたことは確かである。

いずれにしても会議法は多くの問題を抱えた法律である。この機会に問題点を洗い出し抜本的な改革を行うべきであろう。前掲の平成10年に施行された中央省庁等改革基本法の31条は「国家行政組織法8条の3に規定する特別機関に関し府省の編成に併せてその目的、機能、組織の態様等を個別に検討し、各機関の必要性及びあり方について、その性格に応じた見直しを行うものと

する」と定めているにも拘わらず、今日まで根本的な見直しがなされないのはいかなる理由からであろうか。そもそも行政機関の学術会議が民間の学術団体と同様の活動をするこ自体無理がある。

総理大臣の管制に服することを好まないならば、民間団体として再出発することも改革の選択肢の一つである。現状のまま学問の自由に関して元来対立的関係にある政府の一機関として、その庇護の下で学問の自由を主張することの違和感を払拭する方策を考へるべきであろう。